

健康危機対処計画は、新興感染症への備えとして、平時から計画的に準備を進めるための具体的方策を示すもの。

※策定の背景

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、感染症法及び地域保健法が改正
- ⇒ 地域保健法の基本指針が改正され、各保健所において、健康危機対処計画を策定

## 法令上の位置付けの全体像

	改正特措法	改正感染症法	改正地域保健法
国	<b>行動計画</b> (根拠: 法第6条) ※R6年度改正予定		地域保健対策の推進に関する基本的な指針(告示) 保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン(通知)
都道府県・保健所設置市	<b>行動計画</b> (根拠: 法第7条)	<b>予防計画</b> (根拠: 法第10条) ※R5年度改正中	
保健所・地方衛生研究所		※R5年度策定予定	<b>健康危機対処計画(感染症編)</b> (根拠: 基本指針第1の二の1)
一般市町村	<b>行動計画</b> (根拠: 法第8条)		<b>手引書</b> (根拠: 基本指針第1の二の1)

## 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(最終改正: 令和5年3月27日厚生労働省告示第86号)より

《予防計画等、市町村との関連》

- 保健所が作成する対処計画は、都道府県予防計画等を踏まえた内容とする。
- 保健所設置市以外の市町村は、(略)管轄保健所の協力を得ながら、当該保健所が策定する健康危機対処計画を踏まえ、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成

